

広報 やいづ

No. 125

昭和35年6月1日発行

おわび……題号数で先月の125号とあるは、124号のあやまりでしたので訂正します。

発行所 焼津市役所

編集兼 増井 弘
発行人

印刷所 蒔田印刷所

定価 2 円

NHK第一放送……毎週月曜日の午前十時四十五分から「焼津市のたより」です。



発展するやいづ

ことしの市政の方向

- ▽… 私たちのやいづは、日一日とめまぐるしいほど発
- ▽… 展をつづけています。ことしも新しい年度を迎え、△
- ▽… 一年の予算が組まれました。さてことしの市政の…△
- ▽… 方向はどうなっているでしょうか。 …△

漁港関係：焼津漁港の水揚高

あります。

は実に八十四億円という数を

そこで、漁港の早期完成の

記録しました。名実共に水産

必要性が望まれるわけです。

都市の名にふさわしいものが

さいわい焼津港は全国主要漁

港（博多港、下関港、長崎港

三崎港、銚子港、塩釜港、八

戸港、焼津港）八港の一つと

なり、特定第三種漁港の指定

を受けており、これからの漁

港整備拡張に大きな希望がも

てます。

都市改造事業関係：一昨年から

着手している都市改造事業

ならびに宅地開発事業を積極

的に推進することになってい

ます。

病院関係：現在の市立病院は

診療科と病棟とが不均衡です

ので、本年度は厚生年金保険

積立金還元融資をうけて病床

の増設が考慮されています。

教育関係：去年着手した西小

学校の危険校舎の改築を完成

させる。

海岸保全事業関係：市の海岸

線は海水の浸蝕がはなはだし

く毎年の高波に脅威を感じる

ほどです。

したがって県営の海岸保全

事業を積極的にすすめて、一日

も早くこの不安を解消するよ

う努力していきます。

優良乳幼児がきまる

さる五月三十日「春季優良

乳幼児」の表彰が行なわれ、

次にかかげる二十六人の赤ち

ゃんが表彰されました。

【優良乳幼児】

敬称略（ ）内は父親名

塩沢 旭（二郎）石脇、増井

淳（昭治）小川、三浦雄裕（

利雄）小川、飯塚利明（昭五

）中根新田、村松秀男（俊郎

）小川、牧田勝広（武夫）石

津、戸塚 勉（義正）下小田

服部芳明（英三）焼津北、吉

田一幸（志郎）石津、法月俊

夫（康司）小川、梅原正則（

淳一郎）中港町、斉田泰成（

睦夫）焼津北、石崎篤子（和

夫）石津、渡仲いく子（惣之

助）新屋、山田真砂代（幹雄

）田尻、池谷勇子（弘）焼津

北、大橋優子（虎之助）城之

腰、増井齊子（鉄次）石津、

鈴木啓子（豊一）港町、山村

のり子（金一）三ヶ名、飯塚

政江（利重）中根、村松佐江

子（晃）焼津、滝口公美子（

【哺育成績良好なる乳児】

（ ）内は母親名

油井広登（まさ）焼津、新村

金正（貞子）中里、山下伊津

子（周子）小土

放送でいう

ネットワークとは

ト 最近テレビをみているとネ

ットワークという英字が画面

ポ に出ているが、これは全国放

送網ということで、同じ番組

ス を二つ以上の放送局から同時

に放送することである。

NHKの全国中継組織やま

た民間放送でも実施してい

るが、民間放送の場合はスポ

ンサーがこの組織を利用すれば

広域にわたって安い経費で

放送ができるので、利用

者が多いわけである。

静岡県警察官募集

一、採用予定人員 五十人

二、年令（満）十八〜二十

五年男子

三、申込受付期間

五月二十四日から六月二十

二日

四、試験期日 七月三日

五、申込書は焼津署受け付け

にて交付します。

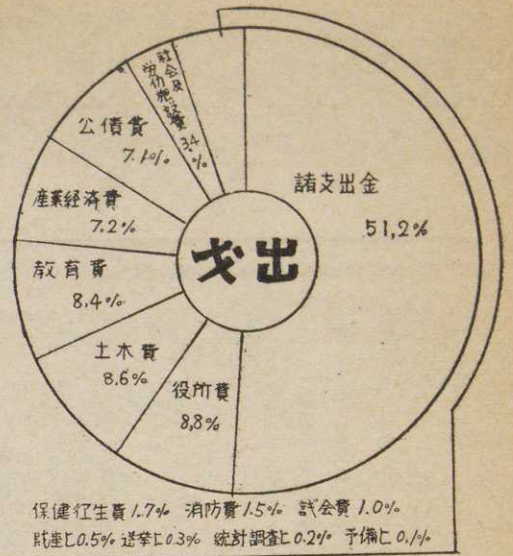
詳しいことはおたずね下さ

六月から簡易水道の業務が水道課へ移りました。

ことしの予算

一級会計

7億36,914千円



や諸手当がここから出されま
す。

役所費

六千四百九十二万円

市の仕事に従事する職員給
与や、市の仕事にあやまら
ないか調べる監査に必要な
金や、そのほか、役所の建物
でいたんだとを修理した
りするお金がこの役所費から
出されます。

社会及び労働施設費

二千五百七十一万円

市内には生活の苦しい人た
ちやいろいろの面で境遇に恵
まれない人たちがあります。
こういう人々を救い更生の
道を開いてあげることが尊い
仕事です。

このほか、年金関係のお金
もここから出されます。

保健衛生費

一千二百七十四万七千円

私たちが衛生的な環境の中
で健康な体で生活できるため
つねに予防衛生をつづけて行
かななくてはなりません。

つまり各種の予防接種費や
隔離病舎が必要な費用などが
含まれています。

財産費

二百四十八万二千円

市の基本になる財産の管理
に必要な費用などがこれに入
っています。

統計調査費

六十六万八千円

市勢を知るためにはいろい
ろの統計をとってみる必要が
でてきます。こうした調査に
使われるお金がここから出ま
す。

選挙費

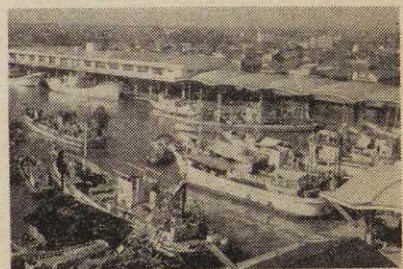
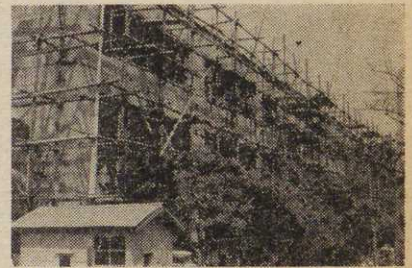
一百六十七万九千円

私たちの代表を選ぶ選挙に
関する費用。

諸支出金

三億七千七百五十九万五
千円

大別すると徴税費、固定資



かる費用がこれでまかなわれ
ます。

会計別集計表

会計別	本年度予算額	前年度予算額	増減
	千円	千円	千円
一般会計	736,914	459,722	277,192
一 国保会計	51,468	45,278	6,190
診療施設会計	2,977	3,386	△ 490
質屋会計	7,612	7,705	△ 93
水道会	340	429	△ 89
住宅造成会	23,000	15,891	7,109
病院会	109,833	145,330	△ 35,497
し尿処理会	14,478	14,277	201
水道会	52,411	58,525	△ 6,114
和田診会	0	3,000	△ 3,000
競輪会	0	253,187	△ 253,187
計	999,033	1,006,730	△ 7,697
内繰出繰入金額	26,800	38,378	△ 11,578
計	972,233	968,352	3,881

産評価審査委員会費、広報費
自治振興費、東海道広軌新幹
線対策費等になっています。

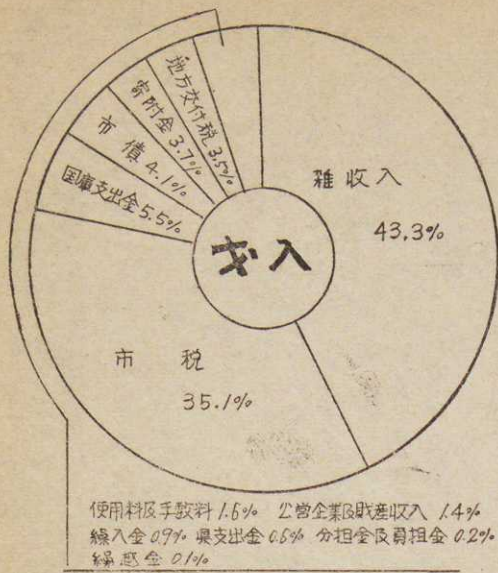
予備費
四十四万円
公債費
五千二百五十四万五千円

六月七日は計量記念日

家庭のメートル化は父母の責任です。子供
と共に学んで、計量の二重生活をなくしま
しょう。

才女再建十画の二部交互

造を調整する。



議会費
七百五十八万七千円

市民の代表となつて、各地区から選ばれた議員の報酬や議会事務局に働く職員との給与

土木費
六千三百五十一万三千円

私たちの町に新しい道路をつくったり、その舗装やいたんだ道路とか、橋を修理したり、河川の改修や、水路を開いたりすること。そのほか町の発展に重要な都市計画費などもすべてこの土木費によってまかなわれます。

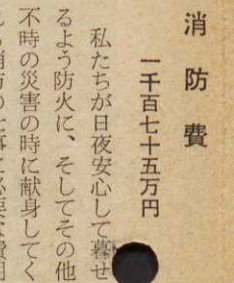


教育費
六千二百四十七万円

焼津市には小学校八校、中学校七校があり、私たちは誰れでもこのうちどれかの学校で教育を受けます。これらの学校で使われる種々の費用や、このほか、市立幼稚園、図書館、公民館等、およそ文化的、あるいは教育的に費やされる経費はこの教育費の内から出されるわけで

消防費
一千七百七十五万円

私たちが日夜安心して暮せるよう防火に、そしてその他不時の災害の時に献身してくれる消防の仕事に必要な費用のすべてがこれです。この中は消防署費と消防団費に分れています。



市税	258,387千円	県支出金	5,645千円
地方交付税	25,614	寄附金	27,550
公営企業及財産収入	10,284	繰入金	7,000
分担金及負担金	924	繰越金	1
使用料及手数料	11,465	雑収入	319,193
国庫支出金	40,851	市債	30,000

産業経済費
五千三百四十四万七千円

農業、水産関係の費用で、漁港の修築や、防波堤の修理新設の費用など、そのほか市の産業、観光、商工関係にか



才出	A		B		B-A
	現計	在額	変計	更額	
	千円	千円	千円	千円	千円
人件費	110,711	107,419	△	3,292	
物件費	37,000	37,155		155	
維持補修費	10,000	10,000		0	
扶助費補助費等	30,400	36,699	6,299		
普通建設事業費	118,647	131,023	12,376		
災害復旧事業費	0	1,365	1,365		
失業対策事業費	2,300	3,161	261		
公債費(繰上償還分を除く)	49,057	52,570	3,513		
出資金、貸付金	350	224	△	126	
繰出金	15,000	16,800	1,800		
計	373,465	396,416	22,951		
実質赤字の解消	36,170	36,170	36,170		
才出合計(B)	409,635	432,619	59,154		
差引(A)-(B)	0	0	0		
実質収支	326,468	326,468	0		

才入	A		B		B-A
	現計	在額	変計	更額	
	千円	千円	千円	千円	千円
税収入	252,760	258,387	5,627		
地方交付税	25,614	25,614	0		
国庫支出金	26,500	33,781	7,281		
都(道府県)支出金	2,300	5,645	3,345		
財産収入	10,000	10,199	199		
分担金及び負担金	1,000	924	△	76	
使用料	5,000	4,979	△	21	
手数料	21,000	20,946	△	54	
寄附金	31,050	27,550	△	3,500	
繰入金(積立金取り くずし額を除く)	7,000	7,000	0		
雑収入	19,411	17,682	△	1,729	
繰越金(純繰越金 を除く)	0	△	2,088		
地方債	8,000	22,000	14,000		
計	409,635	432,619	22,984		
才入合計(A)	409,635	432,619	22,984		

再建計画の一部が次のよう
に変わります。

※

計画を変更しようとする主要事項

①扶助費、補助費等；②扶助費については、計算の錯誤と生活困窮者の増加によるものです。③その他の関係について

再建計画の育成強化を図るための報償費ならびに困窮調査にかかる調査負担手当てに充たすべき報償費です。

②投資的事業：事業内容によつては新たに地方債を起す事業もあり、又事業の増額によつて特定財源の増収もあるもので、これらについての財政構成

③公債費：財政再建計画を樹立した後に地方債を起した公債費増によるものです。

④繰出金：国民健康保険事業は給付費の増加にともない財政運営に支障をきたし本年度保険料の税率を引き上げると共に一般会計から繰り出しをして財政の合理化を図る。(左表を参考にしてください)

ここからお知らせです

所得状況を提出してください

▽福祉年金を受けている人は毎年六月に所得状況の届け出をしなければなりませんこの届け出を行わないときは、本年九月支払いの月分以降は支給しません。

の時は国民年金証書と印かんをお忘れなく持参してください。

▽扶養義務者があるときは扶養義務者の納める所得税額によって福祉年金が停止されます。その所得税額(昭和三十四年分)は、広報やいづ五月一日号に掲載してあります。

▽去年は所得が多いため支給を停止されたが、本年は福祉年金を受けられると思われる人もこの届けを出してください。

▽届け出の用紙は福祉事務所年金係にあります。届け出

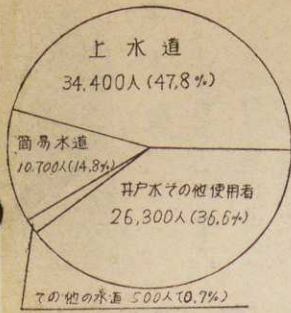
水道週間

はじまる

6月6日
6月12日

水道は私たちが健康で、快適な日常生活を営み、産業を發展させ、また防火上大きな

役割を果たしています。この水道に感謝し、一層の普及を図るため、全国一斉に水



給水人口と普及率

本市水道の給水人口とその普及率を上図で示してあります。未普及地もすみやかに普及を図らなければなりません。

道週間が実施されます。この週間を機会に次のような事に注意していきましょう。

水道使用上の注意

- ①水道の蛇口にゴムホース、ビニールを使用した際、タライ、バケツ、水そう等の中に管の端を入れたままにしないでください。断水の場合その水を吸い込むことがあります
- ②給水管にはポンプや機械類を直結しないように。
- ③家庭内の漏水は直ちに水道課又は指定工事店に連絡し修繕するよう取り計らってください。
- ④家庭内の工事および屋上に温水タンクを設置する場合は必ず市の許可を受けてから施工してください。
- ⑤水道の濁るのは断水、消火栓の使用等の原因です。もし疑わしい場合は水を保存し直ちに水道課へ連絡してください。

なお簡易水道取扱関係者におきましては、特にこれから梅雨期に入りますので、滅菌消毒に留意されるようお願いいたします。

人生五〇年といわれたのは一昔も二昔も前のこと。現在

くみ取り料金など改正される

五月臨時市議会で清掃条例の一部が六月一日から改められました。これは、し尿くみ

新築住宅と固定資産税について

今までは新しい家屋を建てると(昭和三十三年一月二日から同三十五年一月一日まで

分譲住宅の仮募集について

市と住宅公社焼津支所では本年度分譲住宅の買受人を仮募集しています。

- 犬 三百円
 - 猫 百円
 - 大猫の死体処理(一匹当り) 二百円
 - 普通(一般家庭等) 十円
 - 特別一級(官公署等) 六円
 - 特別二級(会社工場) 八円
- (注) 市が契約した大口会社(工場等)

やメートル法の関係で次のように改められました。なお犬と猫の死体処理が同額でしたが焼却費用等の関係から別々に定められその額は、次のとおりです。

けん銃、刀剣類は必ず警察に届け出ましょう

警察に届け出ましょう

殺人、強盗などの凶悪な犯罪に用いる危険なものですからたとえ形見や、記念品であっても持つことは許されません

みなさんの中で旧軍隊時代のものや海外から引き揚げるものを持ち帰ったものなどをしてまい忘れていて大掃除や遺品

募集しています。

くわしい事は別の回覧でござらんくださるか、福祉事務所にお問い合せください。

引き揚げ者の給付金について

引き揚げ者給付金の請求期間は昭和35年5月16日までとなっておりますが、5月13日の国会で、請求期間が一年延長されることになりました。まだ請求のすんでいない方は早くすませてください。



人生五〇年といわれたのは一昔も二昔も前のこと。現在

整理のときなどに発見したような方がありましたら、すぐもよりの警察署に届け出てください。

もし盗まれたりすると犯罪に使われるおそれがありますので防犯上からみても、けん銃を持って居ることは極めて

危険です。発見して早く届け出れば罰せられることはありませんから安心して届け出てください

またその他の銃砲刀剣類でも許可や登録を受けていないものを発見したときも、早く届け出して正しく持つような手続きをしてください。

は人生七〇年というのが通りの相場になっている。さて、この七〇年間は一体何をしているのだろうか。

さる人の計算によると、眠っている時間はなんと二十三年、デカンショ節の文句には及ばないが丁度人生の三分の一だそう。仕事をすする時間は十九年、睡眠と仕事だけで人生の三分の二は過ぎてしまふ訳である。

あとの三分の一は娯楽に九年病気に四年、服を着たり脱いだり二年、食べる時間に三年というかん定になる。

もっとも以上は生活面から見た時間の割合で、喜びや悲しみが幾年月であるか計算した人はまだないそうだからおヒマな人はどうぞ。